

鮎谷橋橋梁補修工事

特 記 仕 様 書

【適用範囲】

本工事の施工にあたって受注者は、契約書に基づき、設計図書に従って施工するものとする。また、設計図書のうち仕様書については、本「特記仕様書」及び「新潟県土木工事標準仕様書」（港湾工事にあたっては、「新潟県港湾工事標準仕様書」）を適用するものとする。

○施工条件関係

下記項目、事項のうち○印欄は、工事施工にあたって制約等をうけることになるので明示する。
なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

明 示 項 目	施 工 条 件
I 工 程 関 係	1. 関連する別途工事あり ・工 事 名 : 水第7号 鮎谷橋添架配水管更新工事 ・予 定 期 間 : 230日間
	2. 施工時期、時間、方法の制限あり ・時 期 : ・時 間 : ・方 法 :
	3. 関係機関協議による工程条件あり ・協 議 内 容 : ・完了予定時期 :
	4. その他 橋梁補修工事の足場を利用し水道工事を実施するため、工程会議を別途実施する。
II 用 地 関 係	1. 工事用地等の未処理部分あり ・処理見込時期 : ・区 間 :
	2. 仮設ヤードの指定あり ・場 所 : ・期 間 :
	3. その他
III 公 害 対 策 関 係	1. 公害防止の制限あり (騒音・振動、 排出ガス、 粉じん、 水質等) ・施 工 方 法 : ・作 業 時 間 :

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅲ 公 害 対 策 関 係	2. 家屋等の調査の必要性あり ・方 法 : ・範 囲 :
	3. その他
Ⅳ 安 全 対 策 関 係	1. 交通安全施設等の指定あり ・交 通 誘 導 警 備 員 : (勤務実績提出の必要あり) ・その他施設等 :
	2. 近接作業制限あり (鉄道、 ガス、 水道、 電気、 電話等) ・内 容 : ・工 法 制 限 : ・作業時間制限 :
	3. 発破作業あり ・保安設備及び保安要員 ・防護工 : ・作業時間制限 :
	4. 防護施設 (落石、雪崩、土砂崩落等) ・内 容 :
	⑤. その他 交通誘導警備員については、警察等関係機関との協議により交通処理方法等の変更が生じた場合や現地状況により、これによりがたい場合は監督員と協議すること。
Ⅴ 工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路としての制限あり ・搬入経路 : ・期 間 : ・使用後の措置 :
	2. 一般道路の占有 ・期 間 : ・規制条件 : ・時間制限 :

明 示 項 目	施 工 条 件
V 工 事 用 道 路 関 係	3. 仮設道路措置 ・工法指定の有無 : ・用地関係 : ・安全施設 : ・工事完了後の「存置」または「撤去」 :
	4. その他
VI 仮 設 備 関 係	1. 仮設備の指定あり
	2. 仮設備の条件指定あり
	3. 仮設備の転用、兼用あり ・工種 : ・内容 :
	4. イメージアップあり ・内 容 :
	5. その他
VII 残 土 ・ 産 業 廃 棄 物 関 係	別紙「特記仕様書 建設副産物関係」のとおり

明 示 項 目	施 工 条 件
Ⅷ 工 事 支 障 物 件 等	1. 占有支障物件あり （ 電気、 電話、 水道、 ガス等 ） ・ 内容 ： ・ 移設、撤去、防護方法等 ： ・ 時期 ：
	2. 占有物件重複施工あり ・ 内容 ：
	3. その他
Ⅸ 排 水 工 （ 濁 水 処 理 含 む ）	1. 濁水、湧水処理の特別な対策あり ・ 内容 ：
Ⅹ 薬 液 注 入 関 係	1. 薬液注入工法あり ・ 別紙条件明示による
ⅩⅠ そ の 他	1. 現場発生材あり ・ 品名 ： ・ 品名 ：納入場所 ：
	2. 支給品および貸与品あり ・ 品名 ： ・ 引渡し場所 ：
	3. 品質証明の対象工事である ・ 標準仕様書第1編（章）1－1－1－24による
	4. その他

○材料指定関係

材料名・材料規格については、参考資料で指定している。なお、参考資料の仮設工における数量・材料名・材料規格は、他の設計図書に明示されていない限り積算のための参考であるので、指定とはならない。

○排出ガス対策型建設機械関係

排出ガス対策型建設機械（第2次基準及び第3次基準）を標準としている施工においては、これを積極的に使用し普及促進に努めること。

○アスベスト含有建設資材関係

本工事においては、アスベスト含有建設資材を使用してはならない。

○建設副産物関係

1. 再生資材の利用

下記資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

再 生 資 材 名		規 格	使 用 箇 所	備 考
⑥密粒度アスコン			表層	

2. 建設発生土の利用

盛土等に使用する発生土は、下記の工事からの建設発生土を利用すること。

発 注 機 関	工 事 名	発 生 場 所	施工会社名・連絡先	備 考

3. 建設発生土の搬出

工事の施工により発生する建設発生土処理は、下記により積算している。

搬	出	先			
搬	出	先	地	名	
連	絡	先			
設	計	運	搬	距	離
受	入	時	間		
設	計	受	入	費	用
仮	置	場	所	の	有
備		考			

建設発生土改良土プラントへ土砂を運搬処理する場合、上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

注) 受入先が建設発生土改良プラントの場合、搬出先欄には「プラント」と記載し、搬出先地名、連絡先の欄は記入しない。

4. 建設廃棄物の搬出

工事の施工により発生する廃棄物は、下記により積算している。

搬	出	す	る	廃	棄	物	名	コンクリート殻（無筋）		
設	計	運	搬	距	離	L=33.7km				
受	入	時	間							
設	計	受	入	費	用	1,000(円/t)				
備	考									

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

5. 舗装版切断時の濁水搬出

工事の施工により発生する舗装版切断濁水は、下記により積算している。

設 計 運 搬 距 離			
受 入 時 間			
設 計 受 入 費 用			
備 考			

上表は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。なお、発注者が想定している施設と受注者の提示する施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

6. 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、法第 18 条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。

7. 自ら産業廃棄物を運搬搬出する以外は委託契約書の写しを提出すること。

8. 協議について

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事業により、上記の指定や条件によりがたい場合は、速やかに発注者に報告し、協議すること。

再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン特記仕様書

建設工事に伴い発生する建設廃材を破碎または混合して、製造する再生クラッシャーラン・アスファルト再生クラッシャーラン（以下「再生クラッシャーラン等」という。）の性状についてについて、次のとおり規定する。

なお、再生クラッシャーランを構造物の基礎材等として使用する場合についてもこの定めとする。

1. 材料

1-1

①再生クラッシャーラン（RC-40）

セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材（路盤発生材を必要に応じて破碎、分級して製造した骨材）を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれらに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料をいう。

②アスファルト再生クラッシャーラン（ARC-40）

再生クラッシャーラン（RC-40）もしくはクラッシャーラン（C-40）を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをいう。アスファルト再生クラッシャーランには、再生クラッシャーラン（RC-40）を母材とする「RC混合」とクラッシャーラン（C-40）を母材とする「C混合」がある。

1-2

再生クラッシャーラン等は、ゴミ、泥、有機物、プラスチック、金属、ガラス、陶磁器、レンガ、瓦等を有害量含んではない。

1-3

再生クラッシャーラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。

2. 品質

再生クラッシャーラン等の品質規格ならびに品質管理については、新材のクラッシャーランに準じるものとする。

2-1（品質）

路盤材に使用する再生クラッシャーラン等の修正CBR、塑性指数、グリズリアンダー材の混入率は次表を標準とし、舗装の構造設計に用いる等値換算係数（下層路盤）は0.25とする。

材 料	修正CBR	PI (塑性指数)	グリズリアンダー材 の混入率
再生クラッシャーラン	30%以上	6以下	—
アスファルト再生クラッシャーラン	40%以上	6以下	質量配合40%以下

[注]

(1) 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験（粒度は道路用碎石S-13（13～5mm）のもの）とする。

(2) 再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。

2-2（粒度範囲）

再生クラッシャーラン等の粒度は〔JIS A 5001〕道路用碎石の規定に準じ、粒度範囲は次表による。

粒度の範囲 (mm)		RC-40 (40～0)	ARC-40 (40～0)
ふるい目 (mm)			
通過 質量 百分 率 (%)	53.00	100	100
	37.50	95～100	95～100
	31.50	—	—
	26.50	—	—
	19.00	50～80	50～80
	13.20	—	—
	4.75	15～40	15～40
	2.36	5～25	5～25

[注] 粒度は、モルタル粒などを含んだ破碎されたままのみかけの骨材粒度を使用する。

県内調達に関する特記仕様書

1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。
2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること（県外企業とは県内企業以外をいう）。
3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。
 - (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。
 - (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。
4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。なお、県外資材とは県内資材以外をいう。
5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、「工事材料使用承諾願」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。
6. 調達報告書は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ(EXCEL形式)で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。
掲載場所 (<http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1201539661625.html>)

型枠用合板特記（特別）仕様書

（越後杉合板・（複合合板））

- 1 受注者は、コンクリート用型枠に合板を仕様する場合は、次の資材を使用するよう努めることとする。

（資材名）越後杉合板（型枠）

- 2 受注者は、上記資材を使用する場合は、「越後杉ブランド」認証を確認するとともに、使用実績を調達報告書の「越後杉型枠用合板使用状況」に記入し、監督員に電子データ（E X C E L形式）で提出すること。
- 3 受注者は、上記資材を使用しない場合は、調達報告書の「越後杉型枠用合板使用状況」に越後杉型枠用合板を採用しなかった理由を記入するとともに、県外資材を使用した場合は、「県内調達に関する特記仕様書」で定める「調達報告書」にも併せて記入し、監督員に提出すること。

設計図書の照査、変更及び工事一時中止に係る特記仕様書

設計図書の照査、変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款 19 条～25 条及び土木工事標準仕様書共通編 1-1-1-3、1-1-1-15～1-1-1-17 によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計の照査ガイドライン」、「土木工事設計変更ガイドライン」及び「工事一時中に係るガイドライン」によることとする。

設計図書における利用コード一覧表

設計図書における本工事費内訳表および施工内訳表などに記載のあるデータコードは下記のとおりとなっています。

※データコード中の“x”は任意の半角英数字（xの数も任意），“n”は任意の半角数値です。

1 単価コード

・単価コードにおいて新潟県土木工事等基礎（公表）単価表に掲載のある単価については、コードが対応しています。（その他以外）

労務単価	Rxxxxxxxxx	RRxxxxxxxx	TRxxxxxxxx					
資材単価	TZxxxxxxxx	Txxxxxxxxx	TTxxxxxxxx	TVJxxxxxxxx	TRxxxxxxxx	TMNxxxxxxxx	TNxxxxxxxx	TZPxxxxxxxx
機械・仮設材の賃料・損料	TLxxxxxxxx	Kxxxxxxxxx	KExxxxxxxx	TMxxxxxxxx	TZUxxxxxxxx	Mxxxxxxxxx	MMxxxxxxxx	
市場単価	TAxxxxxxxx	TBxxxxxxxx	TCxxxxxxxx	TDxxxxxxxx	TGxxxxxxxx	TQxxxxxxxx		
その他	T9999001～T9999099※		Fxxxxxxxxx	Wxxxxxxxxx※	TFJAxxxxxx※	TYxxxxxxxx※		
東京単価	RR9xxxxxxxx	TZ09xxxxxxxx	TZP9xxxxxxxx	TL09xxxxxxxx	MM09xxxxxxxx	TQ09xxxxxxxx		

その他のものは単価等を個別に設定しており、新潟県土木工事等基礎（公表）単価表から単価を引用している場合があります。

※は同一コードでも異なる単価が入力されている場合があります。詳細は入札資料を参照してください。

2 施工コード

①下表のコードは各積算基準の施工コード一覧表と対応しています。 ※

積算基準〔1 県版〕	Sxxxxxxxxx	SCBSxxxxxxxx
積算基準〔2 調査関係〕	SAxxxxxxxx	SBxxxxxxxxxx
	SCxxxxxxxxxx	SDxxxxxxxxxx
積算基準〔3 港湾〕	SDHxxxxxxxx	SExxxxxxxxxx
	SSHxxxxxxxx	
積算基準〔4 下水道〕	SWGxxxxxxxx	

②下表のコードは積算基準での表記と異なります。 ※

積算基準名	設計図書コード	積算基準の表記
積算基準〔1 一般土木〕全国版	SWBxxxxxxxx	WBxxxxxxxxxx
	SCBxxxxxxxx	CBxxxxxxxxxx
積算基準〔4 公園緑地〕	SWCxxxxxxxx	WCxxxxxxxxxx
積算基準〔6 機械・電気通信〕	SWExxxxxxxxx	WExxxxxxxxxx
積算基準〔5 建設機械損料表〕	MMJxxxxxxxx	Kxxxxxxxxxxx

※①・②記載のパッケージコードについて修正している場合があります。詳細については、6 パッケージコードの修正についてを参照してください。

③下表のコードは個別の案件で設定

名称、単価、単位等を設定	S0900※	S0901※	SE918※	
名称、労務数量等を設定	SA901※	SA902※	SA910※	SC900※
全ての歩掛を独自設定	Vxxxxxxxxx			

※同一コードでも異なる歩掛を設定している場合があります。

3 機械運転単価コード

各施工歩掛内で使用しています。内訳については帳票の量が多くなるため出力していませんので、積算基準を確認してください。

積算基準の機械運転単価表に記載のある「機－〇〇」は、積算基準〔1 一般土木〕県版に適用単価表が記載されています。

SWKxxxxxxxx	積算基準において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SWMxxxxxxxx	積算基準〔4 下水道〕において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。
SKxxxxxxxx	運転労務数量、燃料消費量を積算基準〔5 建設機械損料〕により決定します。ただし、条件を個別設定する場合もあります。
SDHTxxxxxxxx (SZxxxx)	積算基準〔3 港湾〕において運転労務数量、燃料消費量および機械損料数量が指定されています。

4 その他コード

#0n	所定の率で雑材料の経費を計上しています。
#7n	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように所定の率以内で諸雑費計上する処理を行っています。
#80	単位数量当り単価の合計金額が有効数字4桁になるように端数を計上する処理を行っています。
+00	施工コードにおいて歩掛全体を割増す場合に用いるコードです。
Xn000	工事の場合は本工事、附帯工事、補償工事などの費目コード、委託の場合は測量、調査、設計などの業務コードです。nは1～4。
Ynxxxxxxxx	新土木工事積算体系における工事工種のコードです。nは1～4工種レベル、zの場合は共通仮設工種。
Zxxxx	共通仮設費、現場管理費、一般管理費のコードです。
管理費区分	「0 省略」は設定無し、「1 桁等購入費」、「5 鋼橋門扉等工場原価」、「T 処分費」等は積算基準〔1 一般土木〕県版を参照してください。「N 直接人件費」、「N1 直接人件費(電子対象外)」については、7 業務委託の管理費区分を参照してください。

5 単価入力データ一覧表について

以下の①～⑤単価コードについては単価入力データ一覧表に関連情報※が記載されています。

同一コードでも異なる単価が入力されている場合がありますので、詳細は入札資料を参照してください。

①本表1 単価コードのその他に記載されている単価コード。

②単価コードに単価値が設定されておらず、積算者が単価を逐次入力した単価コード。

③代表機労材規格および名称・規格の記載内容を修正（変更、追記）した単価コード。

④パッケージコード※において積算地区の代表機労材規格を減額処理した単価コード。

⑤パッケージコード※において積算地区の代表機労材規格を置換えした単価コード。

※関連情報とは、対象となる単価コードとその名称と単位、および、対象コードを使用している本工事費内訳表に記載のコード、名称、第番号です。

※パッケージコードとは施工コードのSCBxxxxxxxx, SCBSxxxxxxxx, SSHxxxxxxxxのことです。

6 パッケージコードの修正について

単価入力データ一覧表に記載されている単価コードを含むパッケージコードは修正となります。

修正した箇所には、施工内訳表の積算地区の代表機労材規格の項目（例：Z1t'）に「修正」と記載されます。

詳細については施工内訳表および単価入力データ一覧表を参照してください。

※本表5の①～③に該当する単価コードであっても、施工条件の入力により単価値、名称、規格が変更された代表機労材規格は対象外です。

※本表5の④の修正単価については、単価入力データ一覧表金額欄に「*減額処理*」と記載されます。

※本表5の⑤の修正単価については、単価入力データ一覧表金額欄に「*単価置換*」と記載されます。

7 業務委託の管理費区分

「N 直接人件費」は測量業務諸経費体系および設計業務諸経費体系での直接人件費を示します。詳細は積算基準〔2 調査関係〕を参照してください。

「N1 直接人件費(電子対象外)」は、電子成果品作成費を除く、全ての諸経費を対象とする費用です。

8 業務委託における電子成果品作成費の計上について

「総括情報表」記載の「電子成果品作成費計上」選択項目による、業務区分ごとの電子成果品作成費の計上方法は以下のとおりとなります。

詳細は積算基準〔2 調査関係〕を参照してください。

↓選択項目 \ 業務区分→	測量業務委託	一般調査業務	設計業務委託
00設計業務に率計上しない	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	—
01詳細設計業務に率計上	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	概略設計, 予備設計又は詳細設計
02その他の設計業務に率計上	測量業務積算基準	その他機械ボーリング関連	その他の設計業務
05率計上しない	—	—	—

9 パッケージコードにおける、標準単価及び東京単価適用日について

パッケージコードにおける、標準単価及び東京単価適用日については、単価適用日の「新潟県土木工事等基礎（公表）単価表」に記載の、新潟県土木工事等基礎（公表）単価表について、2. 掲載内容を参照してください。